

保険番号マスク (山梨県19)

番号	設定項目名	制度名		老人		乳幼児		重度心身障害		ひとり親家庭
1	保険番号			141	241	142	242	143	243	144
2	法別番号			41	41	81	42	83	43	82
3	短縮制度名			マル老1割	マル老2割	乳幼児	乳児組国	マル障	マル障請	マル親
4	保険公費種別区分			7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分			0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分			2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分			2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分			3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)			65 - 70	65 - 69	0 - 18	0 - 6	0 - 999	0 - 999	0 - 999
10	点数単価			10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額			1	1	1	1	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)			0	0	0	3	3	3	0
13	レセプト記載			0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報			本人	低所得					
14	外来負担区分			1	1	1	2	2	3	2
15	1回負担割合			10	10	20	0	0	100	0
16	1回固定額			0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額			0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額			0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数			0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額			0	0	0	0	0	0	0
21	1月院外上限額			0	0	0	0	0	0	0
22	1月上限回数			0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担			0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分			1	1	1	2	2	3	2
25	1回負担割合			10	10	20	0	0	100	0
26	1回固定額			0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額			0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額			0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数			0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額			40200	24600	72300	0	0	0	0
31	1月上限回数			0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額			0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費			1	1	1	1	1	1	1

(注) 老人医療費

「マル老1割」(1割負担の受給者に適用下さい) 「マル老2割」(2割負担の受給者に適用下さい)

平成26年4月の前期高齢者の制度変更(1割→2割)に伴い、甲府市において70歳でも適用されるようです。(甲府市は平成27年3月に制度廃止予定)

乳幼児医療費

「乳幼児」(社保および市町村国保の受給者に適用下さい。社保・国保共にレセプト請求です。)

「乳児組国」(組国保の受給者に適用下さい。専用紙での請求です。但し請求書用紙の確認が取れていないため、償還払い一覧表に印刷します)

重度身心障害者医療費

「マル障」(山梨県内の殆どの市町村で適用して下さい。社保・国保共に複写式レセプト、CSVでの請求です。)※平成26年11月より自動償還払いへ変更

「マル障請」(塩山市で適用下さい。)

ひとり親家庭医療費

「マル親」(社保・国保共にレセプト請求です。)

※平成20年4月より乳幼児、障害、ひとり親の請求方法がレセプト請求へ変更

※平成26年11月より障害の請求方法が自動償還払いへ変更

※平成28年4月より障害児は法別83から法別81へ変更